

令和7年10月6日
国立研究開発法人水産研究・教育機構

職員の懲戒処分について

このたび、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1. 処分効力発生日

令和 7年10月 3日

2. 被処分者

船舶職員・30才代

3. 処分の内容

戒告

4. 事案の概要

被処分者は、公共交通機関を利用とする通勤認定を受けながら、変更の届出をせずに自動車等による通勤を常態化し、認定どおりに購入した定期券を払い戻すなど通勤手当を不正に受給したもの。

問合せ先
総務部労務管理課
電話 045 - 277 - 0054（直通）